

競漕艇（ダブルスカル）の物品調達に係る入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 競漕艇（ダブルスカル）32 艇
- (2) 調達物品の仕様 入札仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和6年7月31日(水)
- (4) 納入場所 富士しゃくなげ湖水上競技場(佐賀市富士町大字畑瀬 546 番地1)

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供することができる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 入札仕様書で定める要求事項を満たす備品を納入できる者であること。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

佐賀県地域交流部 S A G A 2 0 2 4 ・ S S P 推進局

S A G A 2 0 2 4 競技運営チーム（新館 11 階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7405

電子メールアドレス saga2024kyougi@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札関連様式等の交付方法及び交付期間

令和 5 年 10 月 31 日（火）から令和 5 年 12 月 11 日（月）まで、佐賀県ホームページに掲載するとともに、(1) の場所において随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）。

(3) 仕様等に関して質疑応答

ア 質問の受付期間は、令和 5 年 11 月 10 日（金）正午までとし、質問書（別紙様式 5）により電子メールで随時受け付ける。質問がある場合は、S A G A 2 0 2 4 競技運営チームアドレス（saga2024kyougi@pref.saga.lg.jp）へ質問書を送信すること。

イ 質問に対する回答（質問内容含む）は、令和 5 年 11 月 21 日（火）までに佐賀県ホームページに掲載する。受付期間以外の質問は原則受け付けない。ただし、受付期限以後において、入札を行うために必要と判断した場合には、佐賀県ホームページに回答を掲載する。

(4) 応札物品の承認申請

応札しようとする物品については、令和 5 年 11 月 10 日（金）正午までに、仕様を満たしていることが分かるカタログ、図面等を添付の上、(1) あてに応札物品承認申請書（別紙様式 6）を提出し承認を受けること（応札物品として承認を受けた物品は、随時、メーカー及び型番を佐賀県ホーム

ページに掲載する。)

なお、応札物品承認申請書を提出した者以外においても承認を受けた物品で応札することは可能であり、既に佐賀県ホームページに掲載された物品を納入予定物品とする者は、応札物品承認申請書の提出を省略することができる。

(5) 競争入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）及び納入予定物品等確認申請書（別紙様式2）を、令和5年11月27日（月）午後5時までに、(1)の場所へ持参し、又は郵送すること（申請を郵送で行う場合には、申請書在中の封筒に「競漕艇（ダブルスカル） 入札参加資格等確認申請書在中」と朱書きして簡易書留で郵送すること。また、同日午後5時までに(1)に必着のこと。）。提出された書類を審査の上、入札に参加する資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、納入予定物品等確認申請書に記載することができる物品は、事前に(4)の手続きを経て、応札物品として承認を受けた物品に限る。

審査の結果は、令和5年12月1日（金）までに電話又はメールで通知する（別途、文書でも通知する。）。

(6) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(7)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(7)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年12月11日（月）午前10時30分（入札を郵送で行う場合には、第1回目の入札の入札書在中の封筒に「競漕艇（ダブルスカル） 入

札書在中 1 回目」と朱書きして簡易書留で郵送すること。また、同月 8 日（金）午後 5 時までに（1）に必着のこと。）

イ 場所

佐賀市城内一丁目 5 番 14 号

旧自治会館 1 階 1 号会議室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(9) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）第 103 条第 1 項の規定に基づき、見積金額（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額）の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。ただし、同条第 3 項第 1 号に該当し証書を提出する場合又は同項第 2 号に該当する場合、入札保証金を免除する。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項に規定に基づき、次の（ア）～（カ）までに掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債または地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(10) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(11) 入札方法に関する事項

ア 入札は、入札書（別紙様式3）により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状（別紙様式4）を提出するものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(12) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際に、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

(13) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 当該競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- ク 1 人で 2 以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のないもの
- コ ア～ケまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(14) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(15) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(16) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに入札辞退届（別紙様式 7）を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものでない。

(17) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約書を提出しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 契約書の作成の要否 要

(2) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

なお、現金の納付に代えて、規則第 116 条第 1 項に規定する担保を供することができる。ただし、規則第 115 条第 3 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、その全てを公

表することがある。

- (4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無に関わらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

- (5) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び規則の定めるところによる。
- (6) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書（電磁的記録による文書・資料を含む。）について、本件手続以外の目的に供してはならない。
- (7) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。